

第2節 通勤災害の認定

第1 通勤災害とは

1 通勤災害は、交通事情の悪化など社会環境等が変化してきたことにより、勤務のための通勤行為に限って、これに伴う社会的危険によって生じた災害を保護の対象とする目的で、通勤災害の補償制度が昭和48年12月1日に創設されました。

2 通勤災害とは、通勤による災害、すなわち職員が、勤務のため、(1)住居と勤務場所との間の往復、(2)勤務場所等から他の勤務場所への移動、(3)(1)に先行し又は後続する住居間の移動を、合理的な経路及び方法により行うことに起因する災害をいいます。したがって、その往復の経路を逸脱し、又はその移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の移動中の災害は、通勤災害とはされません。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き、通勤災害とされます。

(2)の勤務場所等から他の勤務場所への移動については、①(1)の勤務場所から他の勤務場所への移動、②労働者災害補償保険法の適用事業にかかる就業の場所から勤務場所への移動、③国家公務員災害補償法に規定する職員の勤務場所から勤務場所への移動、④その他の勤務場所並びに②及び③に掲げる就業の場所に類するものから勤務場所への移動とされており、地方公務員法、教育公務員特例法及び地方独立行政法人法に定める兼業規制に違反して就業している職員については、除外されているものです。

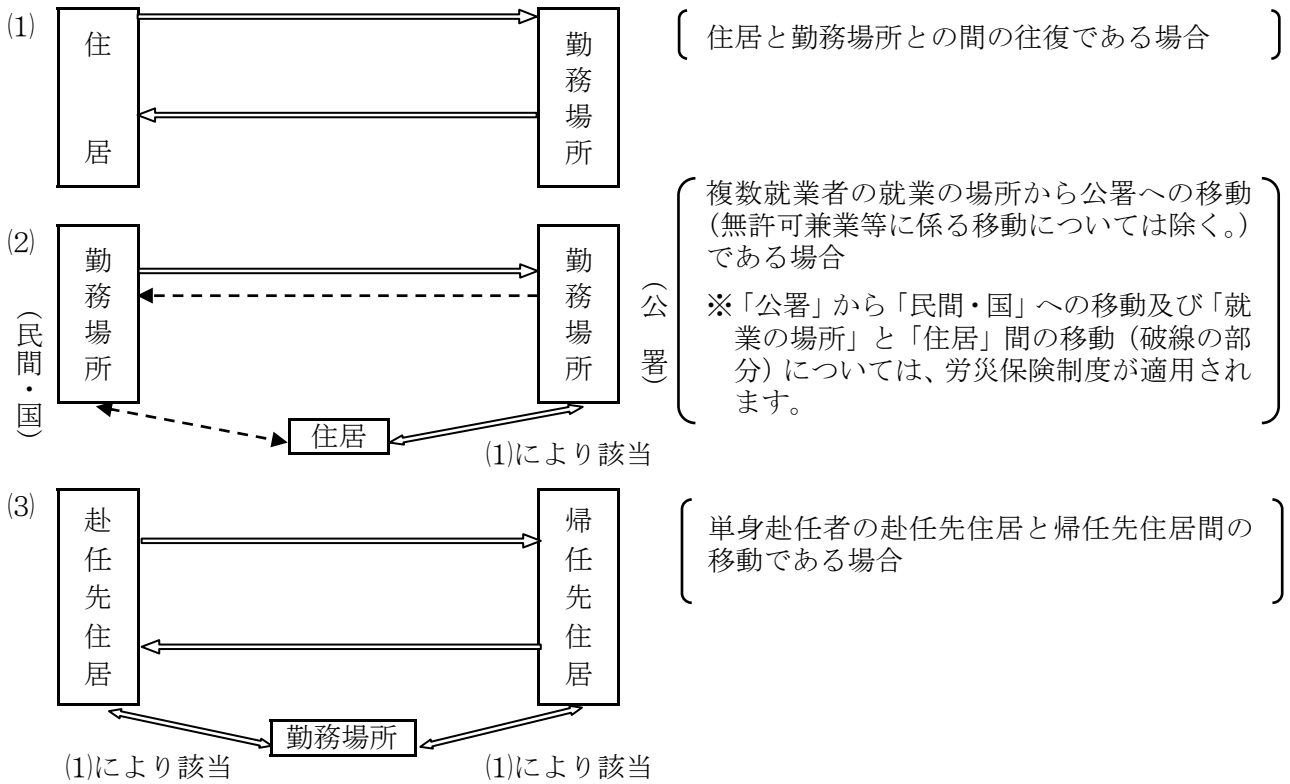
(3)の(1)に先行し又は後続する住居間の移動については、単身赴任手当の支給を受ける職員及び当該職員と均衡上必要があると認められる職員が行う移動とされているものです。

これを図に示すと P. 59 の通勤災害認定基本図のようになります。

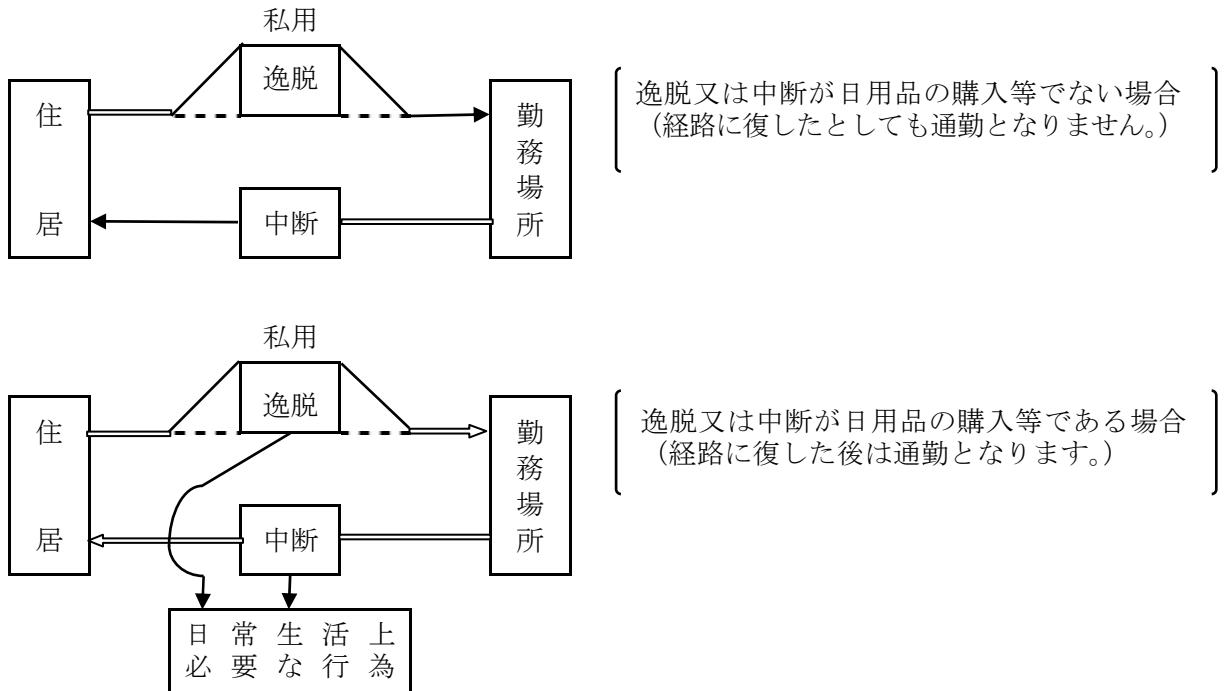
3 通勤災害は、その性格上、所属部局の長等がその事実関係を確実に把握することが困難な場合が少なくありません。しかも、交通事故によるものが多いことから、示談、後遺障害等で後日に問題となる場合が考えられるので、その取扱いについては、実情に応じ適正に処理する必要があります。

なお、突発的な事由等により直ちに出勤を命ぜられた場合等の出退勤途上で生じた災害については、「公務上の災害」として取り扱われる場合があるため、確認が必要です (P. 27～28 参照)。

通勤災害認定基本図



○ 「逸脱」・「中断」について（P. 62 参照）



注 ⇒線部分での被災は、「通勤災害」に該当します。